第二条に次の二項を加える。

5　この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6　この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

第三条中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

第四条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「郵便事業株式会社」を「国」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二　銀行窓口業務

三　前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四　保険窓口業務

五　前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

第四条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「銀行業及び生命保険業の代理業務その他の」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

第四条第四項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条第二号及び第三号を次のように改める。

二　第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

三　第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

第二十条第四号を削り、同条第五号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第九条」を「第十条」に、「を提出しなかった」を「の認可を受けなかった」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第十条」を「第十一条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第十二条」を「第十三条」に、「若しくは事業報告書」を「、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したとき。

第二十条第十号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一　第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十条を第二十三条とする。

第十九条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第六条第一項、第十条又は第十一条」を「第十条、第十一条又は第十二条」に改め、第三章中同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の公表）

第十八条　会社は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2　会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一　第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二　第十条の規定による認可を受けたとき。

三　第十四条の規定による提出をしたとき。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号を次のように改める。

一　郵便法

第十三条第一項第二号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）

三　郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

四　簡易郵便局法

五　お年玉付郵便葉書等に関する法律

六　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度」を「総務省令で定めるところにより、毎事業年度」に改め、「事業報告書」の下に「その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類」を加え、第二章中同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（収支の状況）

第十四条　会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三　第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　前三号に掲げる業務以外の業務

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「に提出しなければ」を「の認可を受けなければ」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第二十条第五号」を「第二十三条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条に次の一項を加える。

2　会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　郵便局の名称及び所在地

二　会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第七条　会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。